

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

区は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を、都と連携して準備する。

【収集・管理すべき資料】

情報	内容
区地図	・対策本部職員等が同一の地図を共有し、卓上に広げることが可能な大きさの地図
人口	・町丁目別の人口・世帯数 ・町丁目別の外国人人口・世帯数 ・昼夜別人口
災害時要配慮者	・町丁目別の外国人人口・世帯数 ・国籍別の外国人人口・世帯数 ・町丁目別の要介護高齢者数 ・町丁目別の心身障害者数
道路網	・避難経路として想定される国道、都道、区道等の道路のリスト
輸送力	・鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ ・鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ
避難施設 備蓄物資	・避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト ・備蓄物資の所在地、種類、数量等のリスト
生活関連等施設	・避難住民の誘導に影響を与える可能性のある一定規模以上のもの
大規模集客施設	・施設の所在地、種別、規模等についてのデータ
関係機関連絡先・協定	・国、都、他自治体、消防、警察、民間事業者等一覧 ・関係機関等との締結した協定一覧
住民防災組織連絡先 (町会・自治会)	・代表者及びその代理の者の住所、連絡先等

(2) 隣接する区との連携の確保

区は、区の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する区と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障害者など要配慮者への配慮

区は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者など自ら避難することが困難な者の

避難について、自然災害時への対応として実施している「要配慮者用パンフレットの配付」、「要配慮者サポート隊の編成」、「緊急通報システムの設置」などについて、国民保護の観点を含めて、必要に応じた整備を行うとともに、今後、作成を予定している避難支援プランを活用しつつ、要配慮者^(*)の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、区対策本部の「国民保護要配慮者救護部」が迅速に都の「福祉保健局」と連携した対応ができるよう、職員の配置に留意する。

また、区は都と連携し、「外国人災害時情報センター」^(**)や「防災（語学）ボランティア」^(***)の活用など、外国人への情報提供体制について整備する。さらに、東京消防庁（消防署）の「要配慮者に関する地域協力体制」^(****)との連携も考慮する。

(4) 民間事業者の協力

区は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から都と連携し、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力関係の構築に努める。

特に、突発的に事案が発生し、建物外にいる人々が緊急に屋内に避難せざるを得ない場合における受入等について、都と連携し、その協力の確保に努める。

(5) 学校や事業所との連携

区は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合などにおいては、事業所等の単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所等における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

(6) 大規模集客施設との連携

区は、平素から都と連携して、大規模集客施設にいる多くの人々の避難が円滑に行われるように、情報伝達体制の確立など施設管理者等との連携に努める。

2 避難実施要領のパターンの作成

区は、都による支援を受け、関係機関（教育委員会など区の各執行機関、消防、警察、海上保安部等、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、総務省消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況、高齢者、障害者、乳幼児等の避難方法等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

(*) 要配慮者とは、発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を要する者をいい、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等を想定している。

(**) 外国人が必要とする情報の収集・提供をはじめ、区市町村等が実施する外国人への情報提供に対する支援や防災（語学）ボランティアの避難所等への派遣を行う。

(***) 大規模な災害発生時に語学力を活用し、被災外国人等を支援する。

(****) 東京消防庁では、要配慮者が、正確な情報や支援を得て、避難等の際に適切に行動することができるよう、町会や自治会などの自主防災組織による「地域協力体制づくり」を進めている。

3 救援に関する基本的事項

(1) 都との調整

区は、区が行う救援について、防災計画における役割分担を基本として、都と協議し、その役割分担を明らかにする。

(2) 基礎的資料の準備等

区は、都と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

(3) 救援センター運営の準備

区は、区が運営する避難所において避難住民の生活を支援するために設置する「救援センター」^(*)に関する運営マニュアルを、都の指針に基づき整備する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

区は、都と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

区は、都が保有する本区の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

【輸送力、輸送施設に関する情報】

輸送力に関する情報

保有車輛等(鉄道、定期・路線バス、船舶、飛行機等)の数、定員
本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 など

輸送施設に関する情報

道路(路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)
鉄道(路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など)

(2) 輸送経路の把握等

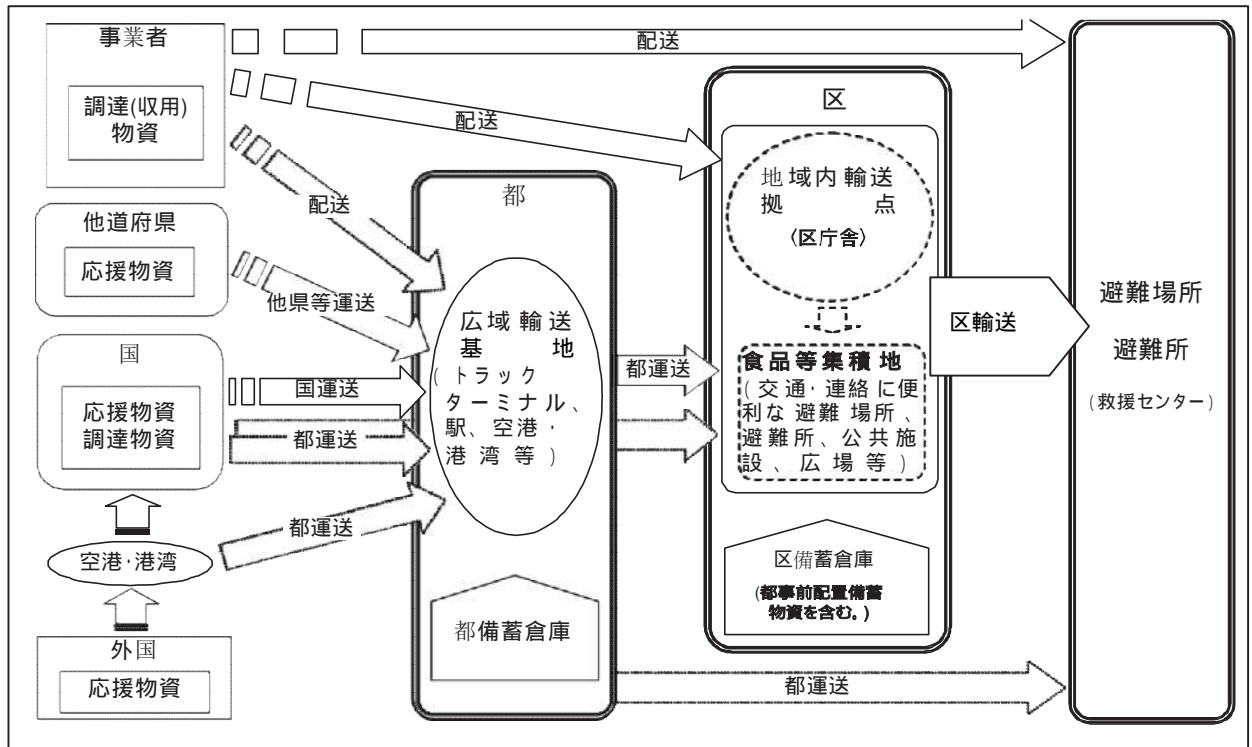
区は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、都が保有する本区の区域に係る輸送経路の情報を共有する。

(3) 緊急物資等の輸送体制の準備

区は、地域防災計画で整備した輸送体制を活用し、都等からの緊急物資等の配送を受けるための拠点等の設定、各避難所等への運送など、緊急物資等の輸送体制を整備する。

(*) 都国民保護計画において、避難住民の生活を支援する総合窓口として、各避難所に「救援センター」を設置することになっている。

緊急物資等の配送の概要



5 避難施設の指定への協力

区は、都が行う避難施設^(*)の指定に際しては、以下の区分に応じて必要な情報を提供するなど都に協力する。

《避難施設の区分》(都国民保護計画より)

区 分	用 途	施 設(例示)
指定避難所	避難住民が避難生活をする場所、又は避難の指示・退避の指示などの際に一時的に避難する場所	・小、中、高等学校 ・公民館 ・体育館 ・劇場、ホール ・コンベンション施設 ・地下鉄コンコース ・地下街 等
福祉避難所	自宅、避難所での生活が困難で、介護などのサービスを必要とする高齢者や障害者その他特に配慮を要する者を一時的に受け入れ、保護する場所	・社会福祉施設 等
避難場所	特に、武力攻撃災害等により発生した大規模な火災等からの一時的に避難するオープンスペース	・都立公園 ・河川敷 等

地下鉄コンコース、地下街は、一時的な避難・退避をする場所に該当

(*) 武力攻撃事態等において、住民を避難させ、又は避難住民の救援を行うため、知事があらかじめ指定した施設

区は、都が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、都と共有するとともに、都と連携して、住民に対して、避難施設の場所、連絡先等住民が迅速に避難を行うために必要な情報を周知する。

なお、地域防災計画に基づき区が指定している「一時集合場所」は、避難施設としての指定はされないが、武力攻撃事態等においても住民が集団で避難する場合の一時的な集合場所として活用する。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

区は、区内に所在する生活関連等施設^(*)について把握するとともに、都との連絡態勢を整備する。

また、区は、「生活関連施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付け内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

(*) 国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設として、国民保護法施行令第27条に定める施設をいう。

【生活関連等施設の種類及び所管省庁】

国民保護法施行令	各号	施設・物質の種類	所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省
	10号	危険物質等（国民保護法施行令第28条）の取扱所	
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒物・劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高压ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	6号	核原料物質	原子力規制委員会
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	8号	毒薬・劇薬（薬事法）	厚生労働省、農林水産省
	9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
	11号	毒性物質	経済産業省

(2) 区が管理する公共施設における警戒

区は、その管理に係る公共施設について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、都の措置に準じて警戒等の措置を実施する。

この場合において、警察等との連携を図る。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

区が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 区における備蓄

(1) 防災のための備蓄の活用

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねる。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

区は、国民保護措置の実施のために特に必要となる次のような物資及び資材^(*)については、都及び関係機関の整備の状況等を踏まえ、新たに備蓄、調達に努める。

【例】

備蓄・整備する物資及び資材	
防災と兼ねる備蓄	国民保護措置に必要な備蓄
食糧、飲料水、被服、毛布、医薬品、燃料、仮設テント、その他生活必需品 等	安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、その他汚染物質除染器具 等

(3) 都及び他の区市町村との連携

区は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、都と密接に連携して対応する。

武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の区市町村や事業者等との間で、既に防災対策において締結されている物資及び資材の供給に係る協定を拡充したり、新たに協定を締結するなど、必要な体制を整備する。

2 区が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

区は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、各所管で作成した危機管理マニュアル等に基づき、整備し、又は点検する。

(2) 復旧のための各種資料等の整備等

区は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不

(*) 国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされている。

また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされている。

動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、バックアップ体制を整備するように努める。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

区は、都及び関係機関と連携しつつ、住民、地域の団体、事業者等に対し、広報誌、パンフレット、ケーブルテレビ、ホームページ等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

ア 区は、啓発の実施に当たっては、防災フェア等防災関連行事における防災に関する啓発とも連携し、地域に密着している住民防災組織の特性も活かしながら、住民への啓発を行う。

イ 東京消防庁（消防署）は、消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア、自主防災組織等と連携し、地域住民への応急救護、避難等の普及・啓発を行う。

(3) 緊急時における事業者の協力

区は、都と連携し、緊急時に事業所内に逃げ込む住民の受入などの協力について、区域の事業者の理解を得るよう努める。

(4) 学校における教育

区教育委員会は、都教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、区立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 住民がとるべき行動等に関する啓発

(1) 啓発資料等の活用

区は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の区長等に対する通報義務、不審物等を見つけた場合の管理者に対する通報の方法等について、パンフレット等の啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

(2) 避難行動や避難誘導等の周知

区は、国や都が作成するパンフレット等を活用し、都と協力し、武力攻撃事態等において住民や事業者、学校等の施設管理者による適切な避難行動や避難訓練等について周知を図る。

また、区は、日本赤十字社、都、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

3 赤十字標章等及び特殊標章等に関する普及・啓発

区は、都及びその他関係機関と協力しつつ、武力攻撃事態等における赤十字標章等及び特殊標章等の使用の意義、使用に当たっての濫用防止等について、教育や学習の場など様々な機会を通じて普及・啓発に努める。